

仕様書③（案）

1 件名 新宿区施設窓口におけるキャッシュレス決済業務委託

2 目的

新宿区施設窓口でのキャッシュレス決済（クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済）を拡充することで、区民等の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

新宿区施設窓口におけるキャッシュレス決済業務の運用に係る指定納付受託業務

(1) 指定納付受託業務の対象となる歳入

別紙1「決済対象一覧」のとおり。

※対象科目は追加・修正する場合がある。

(2) 指定納付受託で取り扱う決済サービス及び決済ブランド

次に掲げる決済サービス別の主要な決済ブランドに対応すること。また、各決済ブランドの利用に当たっての必要な登録手続きは、受託者が代行すること。なお、決済ブランドの追加など将来的な機能追加について、受託者は都度提案すること。

(主要な決済ブランド) クレジットカード決済：VISA、Mastercard、JCB

電子マネー決済：交通系 IC (Suica 等)、iD、nanaco

コード決済決済：PayPay、d払い、楽天ペイ

(3) 指定納付受託業務の要件

ア 新宿区は受託者を地方自治法 第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者として指定する。

イ 受託者は、歳入等を納付しようとする者（以下、納付者という。）からの委託に基づき、納付事務を行い、当該納付金を新宿区に納付する。

ウ 受託者は、キャッシュレス決済により発生した納付金について、別に定める集計期間ごとに集計し、期日までに新宿区が指定する口座へ納付する。

- エ 前記ウに定める集計期間は、原則として毎月末日を締め日とし、月ごとに集計する。ただし、集計期間が地方自治法第208条第1項に規定する会計年度を超えることはできない。
- オ 前記の集計による納付金の納付期日は、原則として利用期日の属する月の翌月末日までの範囲内で設定する。
- カ 納付者が選択した決済サービスおよび決済ブランドの種類を問わず一括して納付する。納付は月単位を基本とし、複数月分を合算して納付することはできない。
- キ 受託者の責めに帰すべき事由により、前記オの期日までに納付できない場合、受託者は直ちに新宿区へ報告するとともに、新宿区が指定する新たな期日までに納付する。天災その他の不測の事態により納付困難となった場合も同様とする。なお、支払遅延利息は民法の定めに従うものとする。
- ク 新宿区の指定口座に納付する際に必要な振込手数料その他これに準ずる費用は、受託者の負担とする。
- ケ 受託者は、各月の納付金内訳明細および決済手数料の明細を、納付予定日の5営業日前までに発行し、Excel/CSV等の電子データで新宿区が確認できるようにする。当該明細は歳入所属別内訳が判別でき、決済件数・金額等に差異がある場合は、受託者が内容を精査し、速やかに修正する。
- コ 受託者は、キャッシュレス決済が可能である旨の掲出物（ロゴマーク等）を、新宿区の要請に応じて受託者負担で提供する。取り扱う決済サービスに変更があった場合の掲出物の差し替えも同様とする。

(4) キャッシュレス決済手数料

- ア 決済手数料の額は、各月のキャッシュレス決済による歳入に別に定める手数料率を乗じた金額とする。ただし、決済手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- イ 受託者は、別に定める手数料率に対する消費税の課税又は非課税を明らかにすること。
- ウ 新宿区における歳入歳出予算の執行手続きの観点から、収納金額から決済手数料を差し引かず新宿区に納付し、別途、新宿区から指定納付受託者に決済手数料を支払う支払方法に対応すること。

エ 消費税法及び地方税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する。

オ 各決済ブランドの最低決済件数は設けないものとする。

5 導入場所

別紙2「導入場所一覧」のとおり。

※導入場所は追加・修正する場合がある。

6 支払方法

新宿区は、月額費用・決済手数料等について、各月ごとに受託者の請求に基づき支払う。

7 その他

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。
- (2) 本契約の履行に当たっては「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (3) 本業務の履行に当たって、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (4) この仕様に定めのない事項については、別途新宿区と協議の上、履行するものとする。